

受動喫煙防止対策に係る月別の相談及び
喫煙可能室設置届出状況について

単位(件)

年度	月	相談件数	喫煙可能室設置施設 届出書数
元	7月	128	16
	8月		
	9月	81	17
	10月	89	15
	11月	43	6
	12月	55	13
	1月	77	11
	2月	284	219
	3月	669	634
計		1,426	931
2	4月	215	147
	5月	37	20
	6月	51	10
	7月	28	4
	8月	21	3
	9月	22	1
	10月	29	3
	11月	26	1
	12月	13	3
	1月	10	0
	2月	11	1
	3月	15	1
	計		478
3	4月	12	0
	5月	8	0
	6月	11	1
	7月	8	0
	8月	7	0
	9月	9	1
	10月	8	0
	11月	11	0
	12月	7	1
	1月	8	0
	2月	3	1
	3月	7	0
	計		99
4	4月	11	-1
	5月	9	0
	6月	13	0
	7月	5	0
	8月	7	0
	9月	5	0
	10月	11	0
	11月	6	0
	12月	4	0
	1月	5	0
	2月	3	1
	3月	5	0
	計		84
5	4月	9	1
	5月	8	0
	6月	10	0
	7月	9	0
	8月	9	0
	9月	11	0
	10月	9	0
	11月	2	0
	12月	5	
	1月		
	2月		
	3月		
	計		72
総計		2,159	1,130

※相談件数:健康対策課及び各府保健所による相談対応

※喫煙可能室設置施設届出書数:各府保健所受付分

受動喫煙防止対策相談受付内容(健康対策課分)

R1.9.1～R6.1.31

相談先	相談内容	件数	割合
健康対策課	既存特定飲食提供施設要件の問合せ	31	11.2%
	保健所からの相談	21	7.6%
	特定屋外喫煙場所要件の問合せ	20	7.2%
	改正健康増進法全般への問合せ	22	7.9%
	喫煙専用室要件の問合せ	15	5.4%
	ステッカー等の資材提供依頼	11	4.0%
	上乘せ条例の有無に関する問合せ	9	3.2%
	特定施設の問合せ(1種or2種)	6	2.2%
	指定タバコとはなにかという問合せ	5	1.8%
	助成金に関する問合せ	5	1.8%
	通報	7	2.5%
	情報公開請求に関する問合せ	3	1.1%
	憲章に関する問合せ	1	0.4%
	罰則規定の問合せ	1	0.4%
	禁煙外来に関する問合せ	1	0.4%
	その他	38	13.7%
	計	196	70.5%
		京都市内の施設のため市窓口案内	82
	総計	278	100.0%

各団体における令和5年度の取組実績

	防煙 (未成年者の喫煙防止)	禁煙支援	受動喫煙防止	その他 (改正健康増進法に関すること等)
一般社団法人 京都府医師会	京都禁煙推進研究会との共催にて、京都府内の小・中学校・高校で防煙授業・防煙セミナーを実施	職員に対し禁煙指導を実施	会館に啓発ポスターを掲示	肺がん検診の受診者に配布する卒煙パンフレット約5万枚を市町村へ提供
一般社団法人 京都府歯科医師会	特記なし	特記なし	特記なし	特記なし
一般社団法人 京都府薬剤師会	特記なし	・会員薬局に対して「禁煙支援薬局認定研修会」を開催(参加者数:127名) ・禁煙支援薬局の認定(158薬局) ・当会ホームページへ掲載	特記なし	・加熱式タバコの仕組み・現状についてのリーフレットの作成および会員薬局への配布
特定非営利活動法人 京都禁煙推進研究会	防煙教育の防煙教育の実施59回(小学校2回、中学校41回、高校8回、大学1回、看護専門学校7回)	第38回禁煙指導講習会(第10回禁煙外来講習会)55名参加 第25回卒煙サポーター養成講座3月3日開催予定、現在参加在募集中	世界禁煙デーin京都 HP上でWHPの今年のテーマ「タバコではなく食糧」に関連したクイズなど実施し全問正解者に抽選で賞品授与。	・第12回ヘルシーキャンパスフォーラムで学生らに啓発 ・京都市防煙セミナー従事者研修会(保健師対象)
京都府飲食業生活衛生 同業組合	禁煙店舗の未成年の入店可 喫煙店舗の未成年は入店不可	喫煙店舗の未成年は雇用不可 喫煙店舗は従業員に対して事前承諾要	喫煙店舗店舗表示	特記なし
京都労働局	特記なし	特記なし	職場における受動喫煙防止対策の推進、既存特定飲食店対象の受動喫煙防止対策助成金制度の周知、相談対応	特記なし
京都市	・喫煙防止教育の実施(R5年度見込み:中学校25回) ・防煙パンフレットの配布(市立中学1年生)	・保健福祉センターにおける肺がん検診受診者等への短時間禁煙支援の実施	・相談窓口の運用 ・飲食店等への個別指導の実施(監視・指導) ・通報に基づく違反事案への対応 ・市政広報版(市内10,600か所)に啓発ポスターを掲示	飲食店向け改正健康増進法のチラシを更新
舞鶴市 (京都府市長会)	特記なし	特記なし	保健センターや市役所内に府の啓発ポスターを掲示。	特記なし
精華町 (京都府町村会)	特記なし	母子手帳アプリで妊婦・育児中の方への禁煙支援情報の発信	特記なし	全庁横断で取り組む健康づくり運動の活動部会にてたばこ対策としてポスター作成と掲示に取り組む
京都府商工会議所連合会	特記なし	特記なし	本所内の事務室、会議室など専有スペースにおいて全て禁煙を実施	本所の会員様を対象に健康づくりに関するパンフレット等による情報提供
京都府商工会連合会	特記なし	特記なし	特記なし	特記なし
公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター	特記なし	特記なし	特記なし	特記なし
京都府中学校長会	各学校において保健科授業の中で指導	特記なし	がん教育を通じて指導	特記なし

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。
職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)～(4)すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	健康増進法で定める既存特定飲食提供施設を営む		
(2)	労働者災害補償保険の適用を受ける		
(3)	次のいずれかに該当する		
	業種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(4)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする		

助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2 m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> 入口における風速が0.2 m/秒以上 煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること 煙を屋外または外部の場所に排気すること 	喫煙外の使用 ○

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。

留意事項

この助成金の受給にあたっては、**喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要**です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/m ²
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	

例) 主たる産業分類が飲食店以外の事業場が3 m²の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3 m²×60万円/m²=**180万円まで(助成額にして90万円まで)**しか認められません。

交付申請に必要な書類

*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し (2業者以上必要)
9	事業開始の特例に係る申請書(交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ)
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類(既存特定飲食提供施設であることを確認できる資料等を含む)

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご注意ください。

事業実績報告に必要な書類

*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書、経費についての内訳の写し、領収書の金額が正しいことを証する書面(振込明細書など)
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。
※原則、**施工業者との契約や支払いも、交付決定通知書を受領してから行ってください。**

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。
事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請書」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。
工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いや親会社の支払い、リース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

工事費用の支払い

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出して、実績報告をしてください。
報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

この助成金に係る仕入控除税額が確定したら、**遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに**所定の様式に従って、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください（仕入控除税額がゼロ円の場合を含む）※。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指示されたとおり、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に報告してください。**毎年の報告が必要です。**

※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です。**助成金の交付要綱、交付要領、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ 偽りや**その他の不正行為**により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、**助成金の返還を求められます。**また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ▶ 受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めにお申し込みください。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速に関する要件の満たし方など、助成金の申請の際に参考になる助言・相談を行っています。

利用はすべて無料です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います（必要に応じて実地指導も実施）。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、**すべての職場**の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 **050-3537-0777**

【ホームページ】 <https://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



◆受動喫煙防止対策助成金（申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

助成金の申請・相談等：労働基準部健康課または健康安全課

京都府各保健所における令和5年度の取組実績

	防煙（未成年者の喫煙防止）	禁煙支援	受動喫煙防止	その他
乙訓	・防煙教育媒体の貸出（小学校2校）	・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に総合庁舎ロビー・保健所面接相談コーナーにポスター掲示 ・市町の健康づくりイベントでの啓発に合わせて卒煙の呼びかけ（向日市：菌の広場、長岡京市：まるごとヘルシーフェスタ、大山崎町：菌の広場）	・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に総合庁舎ロビー・保健所面接相談コーナーに飲食店に対して禁煙ステッカー、受動喫煙防止啓発ティッシュを配布 ・健康づくりイベントで利用できるタバストリーや卓上のほりによる媒体作成	・改正健康増進法の配慮義務に係る相談・指導（R4. 4月～7件）
山城北	・NPO法人、地元市町と連携した防煙教室（中学校2校） ・啓発媒体貸出（中学校1校、高校1校）	・世界禁煙デー・禁煙週間に、ロビーにてポスター掲示・啓発コーナー設置 ・商工会健診及び事業所にて、呼気CO濃度測定、喫煙者へ禁煙パンフレットの配布	・事業所及び住民からの受動喫煙防止に係る相談対応、指導助言 ・商工会健診にて啓発ポスターの掲示、啓発物品の配布 ・事業所にて卓上POPの設置	・管内市町健康づくり担当課長等会議にて、管内市町とたばこ対策の現状について共有
山城南	・7/6 笠置中学校 タバコフリー京都と合同開催 ・7/4 精華中学校 ・9/20 木津高校 タバコフリー京都と合同開催	・5/30～6/16 木津庁舎にて1週間の掲示・啓発・啓発グッズの設置 ・11/19 せいか祭りにてCO測定を実施。参加者12人	特記なし	・和東町歯科チェック会場での禁煙支援の啓発
南丹	・喫煙防止教室の実施（高校4、小学校（予定1）） ・啓発媒体の貸出（小学校3（予定4）、高校4） ・小学校用講義DVDの貸出（小学校1） ・管内全小学校・中学校・高校を対象に喫煙防止教室実施状況を調査 ・成人式における啓発ティッシュの配布（1,185部）	・禁煙外来・禁煙支援歯科医院・禁煙支援薬局のチラシを更新し、医療機関や市町へ配布（1,225部） ・妊婦・子どもの受動喫煙防止チラシの更新・配布（1,810部） ・上記のチラシを南丹保健所HPに掲載 ・啓発媒体の貸出（企業1（予定2）市町事業の禁煙相談会2回、健康相談1回、健康イベント1回）	・世界禁煙デー・禁煙週間に合わせて、歯科部会と合同で街頭啓発を実施。シールアンケートの実施と啓発チラシとティッシュ・歯ブラシを配布（800部）。南丹保健所HPへの記事掲載と職員へメールを配信。 ・禁煙週間に、管内のJRの駅等にポスターを掲示（9部）。 ・受動喫煙に関する相談対応（2件） ・受動喫煙防止ポスター（厚労省）を京都丹波地域子育て応援フェスタと庁舎内に掲示。	・京都丹波地域子育て応援フェスタにおける保健所ブースの中で、クイズや展示による啓発を実施。 ・毎月禁煙の日に、園部・亀岡総合庁舎の職員への啓発メールを配信。
中丹西	・福知山市 20歳を祝う会での啓発 ・禁煙防止のチラシをカイロと共に配布。（660個）	・禁煙防止のポスターを掲示 5月8日～31日まで所内の府民ホールにて 禁煙に関するポスター、チラシを掲示。	・受動喫煙防止の相談 6件 （4月3件、5月2件、12月1件） 主な草案内容：飲食店における喫煙可能室の相談、副流煙による健康被害の相談。	特記なし
中丹東	・未成年者喫煙防止教育従事者研修会開催	・健康増進普及月間等に、保健所にポスター掲示 ・中丹地域の禁煙支援医療機関のチラシを更新して保健所に掲示	・世界禁煙デー・禁煙週間に、保健所に啓発コーナーを設置、府庁舎2カ所でポスター掲示、啓発物品・リーフレット等配架、病院の協力を得て院内でポスター掲示・啓発物品・リーフレット配架 ・公用車に受動喫煙防止ステッカーを貼付 ・環境衛生課の協力を得て、飲食店に受動喫煙対策のパンフレット配布	特記なし
丹後	・喫煙防止教室の実施（中学校2校） ・体験型防煙教育物品の貸し出し（中学校3校）	・世界禁煙デーにあわせて、保健所ロビーにポスターを掲示、また広域振興局の府民ホールにて啓発 ・病院での禁煙研修	・世界禁煙デーにあわせて、保健所ロビーにポスターを掲示、また広域振興局の府民ホールにて啓発 ・改正健康増進法に係る受動喫煙防止対策の相談対応、企業訪問、産業保健師との連携	特記なし

第3期京都府がん対策推進計画の概要（案）

（資料6）

全体目標・分野別目標及び分野別施策

全体目標：誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての府民とがんの克服を目指す

（1）がん予防・がん検診の強化

がんを予防し、早期発見・早期治療により、がんで亡くなる人を減らす

【1次予防：がんのリスクの減少】

- ①食生活・身体活動・飲酒等生活習慣の改善
- ②たばこ対策
- ③感染に起因するがん対策（ウイルス、細菌など）

【2次予防：がんの早期発見、がん検診】

- ①検診の受診率向上
- ②精度管理・検診従事者の資質向上

（2）がん医療体制の整備・充実

患者本位の適切な医療を実現し、がん患者及びその家族等の苦痛や精神的不安の軽減並びに療養生活の質の維持向上

- ①手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法の推進
- ②緩和ケア・支持療法の推進
- ③在宅医療の充実
- ④連携体制の強化
- ⑤小児がん及びAYA世代のがん対策
- ⑥がんゲノム医療の普及
- ⑦その他治療機能の充実
- ⑧新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

（3）がんとの共生社会の実現

がんになっても安心して暮らせる社会の構築

- ①相談支援体制、情報提供体制の充実
- ②就労支援の強化
- ③社会的な問題への対応の充実
- ④小児・AYA世代、高齢者に対する支援の強化
- ⑤アピアランスケアについて
- ⑥がん診断後の自殺対策について

（4）これらを支える基盤の整備

- ①人材育成の強化
- ②がん教育・がんの正しい知識の普及啓発の推進
- ③がん登録の推進
- ④患者・府民参画の推進
- ⑤デジタル化の推進
- ⑥感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策

(資料7)

第3期京都府がん対策推進計画
最終案（抜粋）

令和6年2月
京都府

②たばこ対策

- 喫煙は、様々ながんの原因の中で最も大きな要因であると言われており、たばこ対策は、防煙・禁煙支援・受動喫煙防止の3つの施策を総合的に取り組むことが重要です。
- 京都府における喫煙率は、府民健康・栄養調査（令和4（2022）年度）によると男性21.3%、女性5.8%と前回調査よりも減少し、全国よりも低くなっていますが、男女ともに目標値を上回っています

【表2】京都府の喫煙率の推移（出典：国民健康・栄養調査、府民健康・栄養調査）
 ※下記の喫煙率は、「現在習慣的に喫煙している者の割合（たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者の割合）を記載

		平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年	令和元年	令和 4 年
男女計	全国	23.8%	20.1%	18.3%	16.7%	
	京都	20.9%	16.1%	17.4%		13.2%
男	全国	39.9%	32.4%	30.2%	27.1%	
	京都	31.2%	26.9%	28.8%		21.3%
女	全国	10.0%	9.7%	8.2%	7.6%	
	京都	7.3%	6.5%	6.9%		5.8%

ア 個別目標

20歳未満の者の喫煙防止、喫煙率の低下及び受動喫煙の防止による、がん罹患率の減少

イ 現状・課題と施策の方向

（ア） 防煙（20歳未満の者の喫煙防止）

a 現状

- 京都府では、たばこの健康に与える影響に関する知識を正しく伝えるため、

マンガ等パンフレットの配布やデジタルサイネージ等 I C Tを活用した啓発、健康講座の実施等に取り組んでいます。

- 府、医療関係者、N P O団体等は、学校・企業に対する健康講座で、たばこの健康への影響等に関する防煙教育に努めています。
- 学校では、がん教育、防煙教育、保健体育の授業や防煙教室、薬物乱用防止教室等を通じて、たばこの健康に与える影響等に関する教育を行っています。

b 課題

- 引き続き、最新の知見を踏まえ、たばこの健康に与える影響に関する普及啓発に努めるとともに、たばこ対策に取り組むN P Oを支援するなど、防煙教育の普及を図る必要があります。
- 20 歳未満の者がたばこを入手できない環境づくりを進める必要があります。

c 施策の方向

- (a) 府、市町村及び医療関係者は、世界禁煙デーに合わせたシンポジウムや防煙セミナーの開催、大学等への啓発媒体の配布やデジタルサイネージ等 I C Tを活用した啓発等、府民に対し、たばこが健康に与える影響等正しい知識の啓発活動を強化します。
- (b) 府は、教育機関において防煙教育が充実されるよう働きかけるとともに、広く医療関係者や学生ボランティア等に協力を求めるなど、防煙教育を推進します。
- (c) 学校及び教育関係者は、医療関係者等と連携の上、防煙教育を充実します。
- (d) 府は、教員等学校教育に携わる者に対する研修の場の活用など、たばこが健康に与える影響等がんの正しい知識の情報提供や、啓発媒体の貸出等を実施します。
- (e) 京都府がん対策推進府民会議は、コンビニエンスストア等における年齢確認の徹底等、20 歳未満の者がたばこを入手できない環境づくりを家庭も含め展開します。

(イ) 禁煙支援

a 現状

- 京都府では、禁煙を希望する方に対する支援として、保健所による禁煙相談、市町村による禁煙教室等の個別健康教育、医療機関や薬局による禁煙

治療・禁煙指導を実施しています。

- 施設基準を満たした医療機関で、一定の要件を満たす方に対しては、医療機関での禁煙治療に健康保険等が適用されます。

b 課題

- 禁煙を希望する方が禁煙に臨みやすいよう、禁煙外来や禁煙指導の体制を充実させる必要があります。
- 特に、妊婦の禁煙支援、経産婦の再喫煙防止を徹底する必要があります。

c 施策の方向

- (a) がん診療連携拠点病院等や診療所は、禁煙に関する相談や治療提供体制を充実します。
- (b) 歯科診療所や薬局は、禁煙指導を行う体制を充実します。
- (c) 市町村や医療関係者は、喫煙者に対して各種健診・診療の機会を活用し、禁煙を働きかけるとともに、禁煙希望者に対して禁煙教育・禁煙指導を実施します。特に、妊娠中の方については、妊婦教室、妊婦健康診査、医療機関受診等の機会を通じて、禁煙を働きかけます。
- (d) 府は、禁煙に関する相談窓口の充実のため、がん診療連携拠点病院等や市町村の取組を支援するなど、禁煙に関する相談窓口を充実します。
- (e) 府は、NPOや京都府医師会等医療関係団体と協力し、禁煙支援に関わる従事者を対象とした研修会を定期的で開催して、人材育成に努めます。
- (f) 府は、がん診療連携拠点病院等や関係団体に対し、京都府がん医療戦略推進会議を通じて、最新の知見を踏まえた禁煙治療や禁煙指導の実施を働きかけるなど、医療機関等における禁煙治療・禁煙指導の実施を推進します。

(ウ) 受動喫煙防止

a 現状

- たばこの副流煙には、喫煙者が吸う煙よりも多くの有害物質が含まれており、受動喫煙により非喫煙者の健康にも悪影響を及ぼします。平成30(2018)年7月に改正され、令和2(2020)年4月に全面施行された健康増進法(以下「改正健康増進法」という。)に基づき、医療施設や公共施設等の禁煙化等、望まない受動喫煙防止対策を実施しています。
- 府民健康・栄養調査(令和4(2022)年度)によると、受動喫煙の機会を

有する者の割合は、職場、家庭、飲食店で減少していますが、目標値を上回っています。

- 京都府では、「京都府がん対策推進府民会議」に「たばこ対策部会」を設置し、平成 24 (2012) 年 3 月に府民運動の推進方策及び各自の行動指針として「受動喫煙防止憲章」(平成 30 年(2018)年改正) (以下「憲章」という。)を制定して、取組を推進してきました。
- 現在、多くの加熱式たばこが流通していますが、加熱式たばこについては、販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていません。

b 課題

- 引き続き、受動喫煙の機会を減らすなど受動喫煙防止対策の徹底が必要です。
- 府民健康・栄養調査において、受動喫煙の機会を有する者の割合は減少しているものの目標値には達していないため、引き続き望まない受動喫煙防止対策の取組の強化を図る必要があります。

c 施策の方向

- (a) 府は、京都府がん対策推進府民会議と協働して憲章についての啓発を進めるとともに、改正健康増進法に基づき、施設の禁煙化等、望まない受動喫煙防止対策を推進します。
- (b) 事業主は、職場における受動喫煙防止を徹底します。
- (c) 市町村、医療機関、教育機関その他公共性の高い施設は、改正健康増進法に基づき建物内禁煙、敷地内禁煙など、受動喫煙防止対策を積極的に推進します。
- (d) 京都府がん対策推進府民会議参画団体等関係者は、受動喫煙防止対策の普及啓発に努めます。
- (e) 加熱式たばこへの対応については、受動喫煙による健康影響について十分な知見が得られるまで、従来なたばこへの対応と同様に、必要な対策を講じます。

6 ロジックモデル及び評価指標一覧
 (1) ロジックモデル

A：分野別アウトカム（分野別目標）		番号	再掲	指標
がんを予防し、早期発見・早期治療で、がんで亡くなる人を減らす		1		がんの年齢調整死亡率（75歳未満 人口10万人対）

B：中間アウトカム（個別目標）		番号	再掲	指標
20歳未満の者の喫煙防止、喫煙率の低下及び受動喫煙の防止による、がん罹患率の減少	再掲	2		がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（胃）
	再掲			がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（肺）
	再掲			がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（大腸）
	再掲			がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（女性乳房）

C：分野別施策		番号	再掲	アウトプット指標（施策目標）
〔1次予防：がんのリスクの減少〕 〔1〕がん予防・がん検診の強化	②たばこ対策	2		小中高等学校及び特別支援学校における防煙教育の実施数
				20歳未満の者の喫煙率
				禁煙治療を行っている医療機関数
				禁煙支援薬局数
				喫煙率（全体）
				喫煙率（男性）
				喫煙率（女性）
				妊娠中の喫煙率
				受動喫煙の機会を有する者の割合（行政機関）
				受動喫煙の機会を有する者の割合（医療機関）
				受動喫煙の機会を有する者の割合（職場）
				受動喫煙の機会を有する者の割合（家庭）
				受動喫煙の機会を有する者の割合（飲食店）

(2) 評価指標一覧

指標分類	番号	再掲	指標	現状値	目標値 (令和11(2029)年度)	データソース
(1) がん予防・がん検診の強化						
分野別アウトカム指標	A 1		がんの年齢調整死亡率(75歳未満 人口10万人対)	令和3(2021)年度 60.9	減少	国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)
②たばこ対策						
中間アウトカム指標	B 2	再掲	がん種別年齢調整罹患率(人口10万対)(胃)	令和元(2019)年度 45.5	減少	京都府がん実態調査報告書
		再掲	がん種別年齢調整罹患率(人口10万対)(肺)	令和元(2019)年度 45.1	減少	京都府がん実態調査報告書
		再掲	がん種別年齢調整罹患率(人口10万対)(大腸)	令和元(2019)年度 58.0	減少	京都府がん実態調査報告書
		再掲	がん種別年齢調整罹患率(人口10万対)(女性乳房)	令和元(2019)年度 89.4	減少	京都府がん実態調査報告書
アウトプット指標	C 2		小中高等学校及び特別支援学校における防煙教育の実施校数	令和4(2022)年度 124校	200校	健康対策課調べ
			20歳未満の者の喫煙率	—	0	—
			禁煙治療を行っている医療機関数	令和5(2023)年度 365施設	460施設	診療報酬施設基準届出状況
			禁煙支援薬局数	令和5(2023)年度 132施設	160施設	京都薬剤師会HP
			喫煙率(全体)	令和4(2022)年度 13.2%	12.3%	府民健康・栄養調査
			喫煙率(男性)	令和4(2022)年度 21.3%	19.8%	府民健康・栄養調査
			喫煙率(女性)	令和4(2022)年度 5.8%	5.4%	府民健康・栄養調査
			妊娠中の喫煙率	令和3(2021)年度 2.1%	0%	母子保健実施状況調査
			受動喫煙の機会を有する者の割合(行政機関)	令和4(2022)年度 5.4%	0%	府民健康・栄養調査
			受動喫煙の機会を有する者の割合(医療機関)	令和4(2022)年度 6.4%	0%	府民健康・栄養調査
			受動喫煙の機会を有する者の割合(職場)	令和4(2022)年度 18.1%	受動喫煙のない職場の実現を目指す	府民健康・栄養調査
			受動喫煙の機会を有する者の割合(家庭)	令和4(2022)年度 5.8%	3.0%	府民健康・栄養調査
			受動喫煙の機会を有する者の割合(飲食店)	令和4(2022)年度 19.5%	15.0%	府民健康・栄養調査